

# 広報 よっほっ

2022 4月号 ● No.193 ●

## 目次 Contents



- 2 令和4年度予算概要
- 4 行政報告
- 6 後期高齢者医療の保険料率が変わります
- 10 八峰町住まいづくり応援事業
- 12 安全安心なまちづくり推進事業
- 14 空き家募集
- 16 チャレンジする事業者を応援します
- 17 税金等納期のお知らせ、就学援助制度のご案内
- 18 八峰白神ジオパーク
- 19 暮らしの豆知識、八峰消防署からのお知らせ
- 22 生涯学習だより
- 25 お知らせ版
- 28 八峰町自治功労者表彰式
- 30 地域おこし協力隊の部屋、CSレター
- 31 戸籍の窓、町職員新規採用者紹介



頼もしく成長しました～小学校卒業式～

# 八峰町予算概要をお知らせします

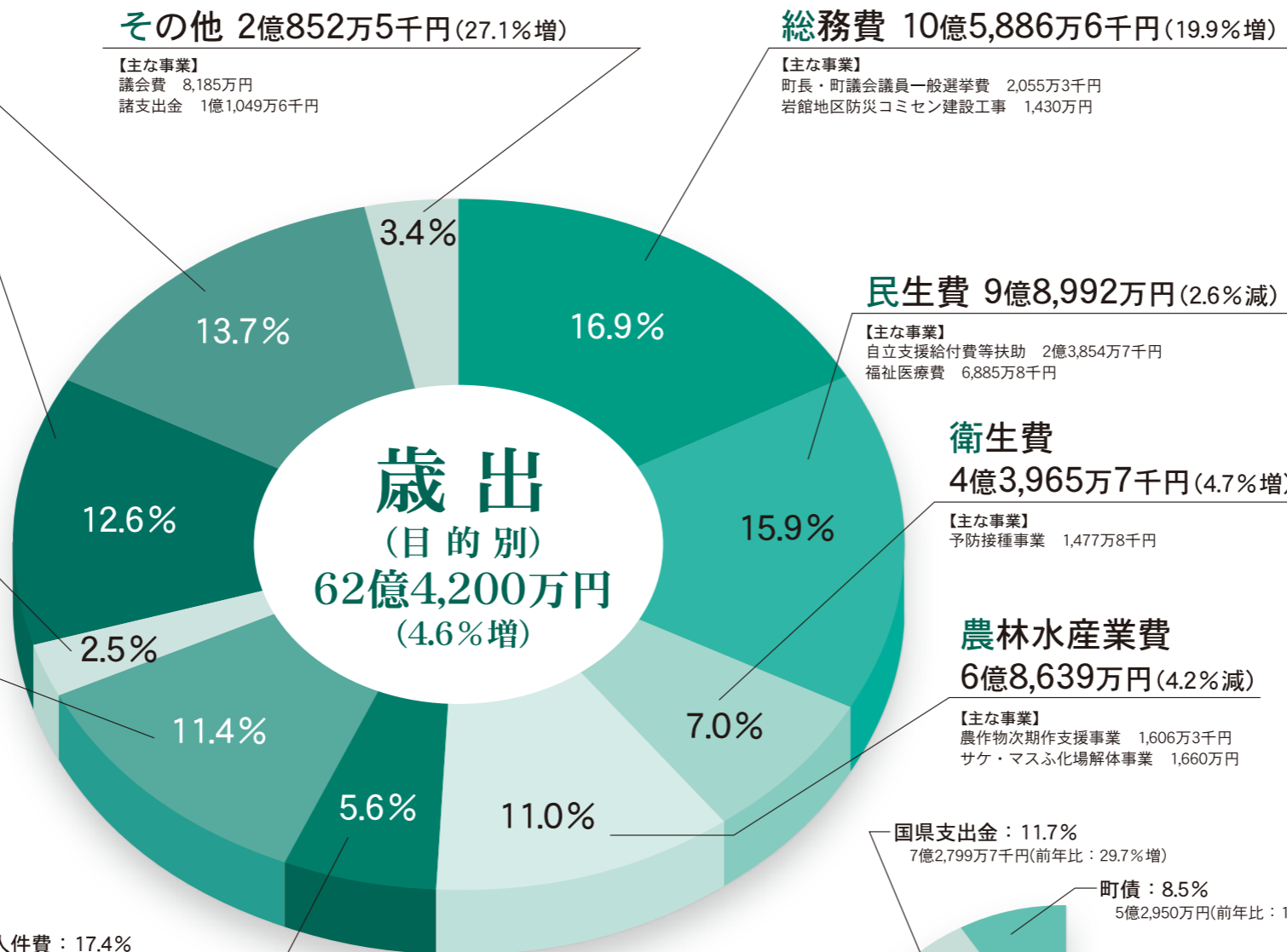
## 一般会計予算は62億4,200万円

令和4年度の一般会計予算は前年度より2億7,200万円多い総額62億4,200万円となりました。

今年度の当初予算編成に当たっては、合併以降、施設の統廃合や事務事業の見直し、定員管理などの行財政改革に取り組んできたものの、今後の財政運営については、主たる歳入である普通交付税は人口減少の影響を受け、厳しい局面が続くことが予想されることから、現在の行政サービス水準の提供が相当困難になると想定され、事務事業の取捨選択をこれまで以上に求められている状況にあることを念頭に、事業に当たることといたしました。

令和3年3月に策定した「第2次八峰町総合振興計画後期基本計画」を念頭におき、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための骨格予算を編成いたしました。

中でも、町が令和2年3月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策については、人口減少の急速な進行を抑制するとともに、若い大人の方々を増やしていくため、引き続き産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを推進する予算編成としています。



**総務費 10億5,886万6千円 (19.9%増)**

【主な事業】  
町長・町議会議員一般選挙費 2,055万3千円  
岩館地区防災コミセン建設工事 1,430万円

**民生費 9億8,992万円 (2.6%減)**

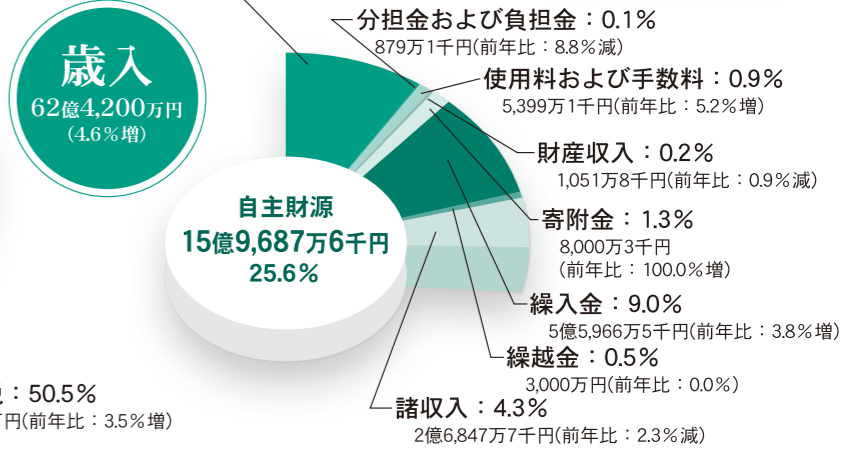
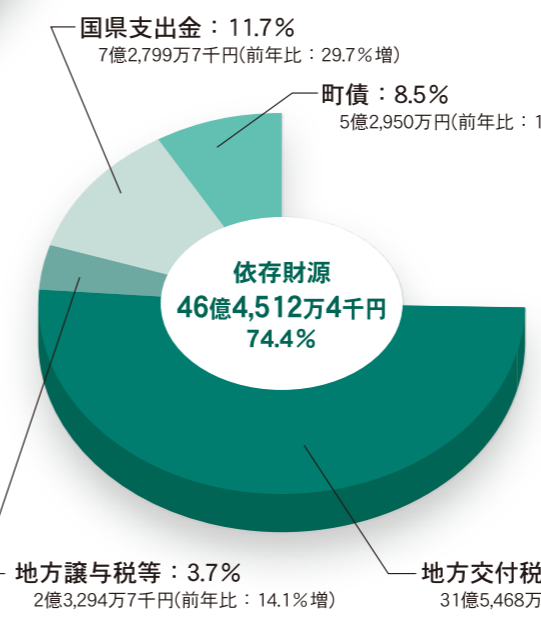
【主な事業】  
自立支援給付費等扶助 2億3,854万7千円  
福祉医療費 6,885万8千円

**衛生費 4億3,965万7千円 (4.7%増)**

【主な事業】  
予防接種事業 1,477万8千円

**農林水産業費 6億8,639万円 (4.2%減)**

【主な事業】  
農作物次期作支援事業 1,606万3千円  
サケ・マスふ化場解体事業 1,660万円



**公債費 8億5,741万4千円 (5.1%増)**

公債費とは町債などの返済金のことです。

**教育費 7億8,369万6千円 (2.7%減)**

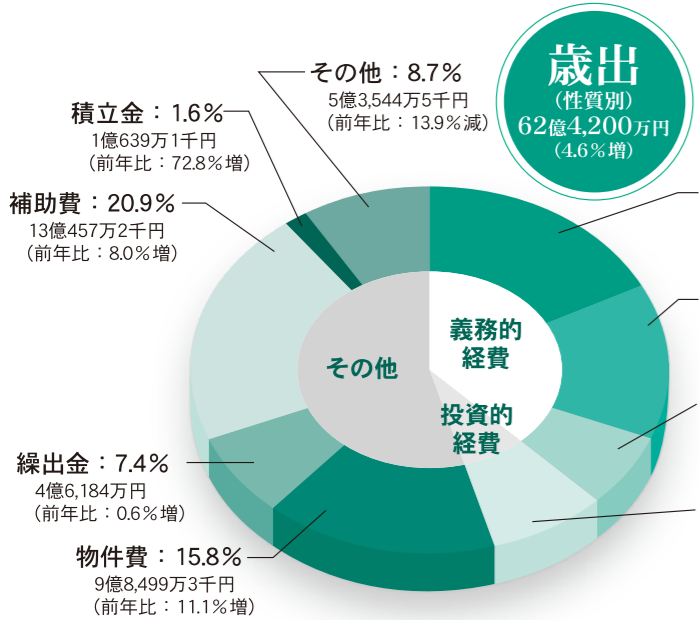
【主な事業】  
教育ICT運用業務委託 1,893万4千円  
スクールバス委託料 9,908万4千円

**消防費 1億5,377万4千円 (53.6%増)**

【主な事業】  
災害対策費 1,573万円  
防災行政無線施設整備事業 4,691万5千円  
旧岩館小学校渡り廊下解体事業 858万円

**土木費 7億1,255万円 (8.7%増)**

【主な事業】  
道路改良事業 8,670万円  
橋梁維持関係 1億2,650万円  
除雪機械購入 2,500万円



**人件費: 17.4%** 10億8,403万8千円 (前年比: 3.0%減)

**公債費: 13.7%** 8億5,741万4千円 (前年比: 5.1%増)

**扶助費: 6.5%** 4億796万3千円 (前年比: 4.8%減)

**普通建設事業費: 8.0%** (災害復旧事業費含む) 4億9,934万4千円 (前年比: 34.4%増)

会計別	令和4年度	令和3年度	前年比
国民健康保険	859,075	900,707	▲4.6
介護保険事業	1,359,870	1,365,543	▲0.4
後期高齢者医療	108,767	99,181	9.7
沢目財産区	18,670	25,417	▲26.5
町営診療所	80,386	80,920	▲0.7
合併処理浄化槽事業	3,274	3,426	▲4.4
合計	2,430,042	2,475,194	▲1.8

会計別	令和4年度	令和3年度	前年比
簡易水道事業	501,095	483,937	3.5
下水道事業	490,500	522,816	▲6.2
合計	991,595	1,006,753	▲1.5

**令和4年度 特別会計等予算**

町には一般会計とは別に、6特別会計と2公営企業会計があります。令和2年度より、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の3事業が統合し、1事業会計となっています。

令和4年度の特別会計の予算総額は24億3,004万2千円、公営企業会計の予算総額は9億9,159万5千円となっています。

(注2) 依存財源とは国や県から交付され、また、町債として町が借り入れるお金です。

**歳出**

目的別では総務費が10億5,886万6千円でトップ。ついで、民生費、公債費と続いています。また、性質別では人件費、公債費、扶助費の義務的経費が23億4,941万5千円で歳出全体の37.6%を占めています。

(注1) 自主財源とは町が自主的に収入しうる財源をいい、地方税、分担金および負担金、使用料および手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当します。

**歳入**

自主財源(注1)の柱である町税は5億8,543万1千円で1.3%前年度より増、分担金および負担金が879万1千円で8.8%減となり、一方で8.8%の減となる一方で、自主財源全体では15億9,687万6千円で前年度より4.6%増加しており、収入全体のうち自主財源は25.6%となっています。

一方、地方交付税や国・県支出金などの依存財源(注2)の割合は74.4%となっています。収入全体の7割以上が国や県に頼る厳しい財政状況です。



## 八峰町3月議会定例会

# 町長の行政報告をお知らせします

八峰町3月議会定例会が2月25日から3月11日までの会期で開かれ、町長の行政報告や一般質問、当初予算、補正予算の議案審議などが行われました。町長の行政報告の中から主なものをお知らせします。

### 新型コロナウイルスワクチン 3回目の接種予定

ワクチンの3回目接種は、当初、2回目接種から8カ月経過が原則でありましたが、現段階では、医療従事者、高齢者福祉施設従事者など、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる方が2回目接種から6カ月経過、高齢者や持病により早期に接種した方々を始め、その他の18歳以上の一般の方々が7カ月経過した人に接種することとされております。

このため町では、12月18日より、定められた期間が経過した方々に対し、順次、ワクチンの3回目接種券を発送しています。

また、能代山本4市町と能代市山本郡医師会では、国の追加接種「前倒し」方針を受け、可能な範囲の接種スケジュールの前倒しに取り組んだところであり、高齢者への接種が2月から本格化しています。

### ワクチン接種予約については、前回町営診療所への電話予約で診療に支障が出るなどしたことから、診療所接種および集団接種ともに、電話予約を統一してコールセンターにて受け付けることとし、1月26日から電話およびウェブにて予約を開始しましたが、町営診療所との情報連携不足により、予約受付を一時停止することになり、町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫びいたします。

接種予約については、2月14日から予約を再開したところであり、高齢者への3回目接種は、当初計画より1週間早め、15日から、毎週火曜日から金曜日まで1日21人に対し接種を行っております。

集団接種も、郡市医師会との協議が整い、当初計画より1週間前倒し、2月26日から1日当たり180人に接種を始めることとしています。

### 町内巡回バスの試行運行

昨年12月と今年1月の2カ月間の利用状況につきましては、いずれも延べ人数ですが、大久保岱・岩子・畑谷ルートが253人、大信田・石川・強坂ルートが181人、内荒巻・石川・比八田ルートが157人、岩館・目名湯

ルートが762人、岩館海岸沿・目名湯・本館ルートが626人となっております。合計で1,979人が利用しており、昨年10月からの4カ月間の合計では、4,067人が利用しています。

大雪等の影響により、運行遅延が3回あったほか、1月20日には路線バスである能代・峰浜線の午前11時以前の運行便が運行できない状況となったため、町内巡回バスが利用者の目的地である能代市内まで急遽運行しましたが、大きな事故等はなく、順調に運行しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から書面開催とした八峰町公共交通会議において、巡回バス試行運行の状況を中間報告したほか、巡回バスの試行運行の期間延長について協議いたしました。

中間報告については、これまでの利用状況をはじめ、検討課題等を報告し、また、試行運行期間の延長については、今冬のように例年以上の大雪となった場合、県内の各バス事業者においても交通障害による運休が生じたほか、町内巡回バスにおいても運行遅延が3回生じており、本格運行前に年間を通じた試行運行を実施し、各時期に見られる危険要素の把握とその予防対策の検討が必要であると判断いたしました。

から同意を得ております。今後も利用者の声を大事にし、利便性の改善に努め、10月1日からの本格運行を目指して取り組んでまいります。

### 今季の除排雪対応

今年の冬は、強い冬型の気圧配置が続いたことなどから大雪に見舞われ、1月に限ってみれば月間の降雪量の累計が236センチメートルに達し、過去10年間の平均の2・96倍の豪雪となり、住民生活全般に大きな支障が生じております。

1月は、大雪のほか暴風雪による吹き溜まりや、ぬかるんだ轍で道路交通に影響を及ぼす状況が多かったため、道路パトロールを強化しながら日中においても適宜除雪作業を実施しました。また、降雪量が例年の約3倍となったことから排雪作業の回数を大幅に増



やし、道路の幅だしや交差点部の雪山の除去に努めたほか、公共施設駐車場等の排雪を繰り返し行っております。加えて各地区で雪捨て場が不足したことにより、新たな雪捨て場を確保するなど排雪対策を強化いたしました。

2月に入ってから、気温の低い日が続いたものの降雪量は例年並みとなっているため、路面の凍結防止や吹き溜まり解消に重点を置き、歩道を含む道路交通の安全確保に努めております。

町内で最も雪深い大久保岱地区では、2月20日に町で手配した除排雪業者とタイアップして、地区住民総出で海戦術を展開し、住家の前や道路脇などにたまった雪の一斉排雪を9年ぶりに実施しました。

通常の除雪作業に加え、各地での排雪作業を頻繁に行った結果、除排雪経費の予算不足が見込まれたことから、必要経費を追加するための補正予算を2月18日に専決処分いたしました。

### 図書・読書活動

昨年12月14日、「図書室の充実役に立っていただきたい」と、八森の金谷信榮さんから150万円のご寄附をいただきました。

金谷さんからは平成24年から続けてご寄附をいただいております。今回で総額900万円にもなります。お陰様をもちまして、八峰町の読書活動は盛んで、昨年度1年間に貸し出

### 八峰町スポーツ文化栄誉賞

今年度の授与式は、2月26日フアガス文化ホールにおいて開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から授与式を中止することになりました。

受賞者は町長賞が個人2名と1団体、教育委員会賞が14名、小中学生奨励賞が6名、合わせて22個人、1団体でした。

部門別では、スポーツ部門が18名で、野球、空手、バドミントン、柔道、陸上、文化部門が4名と1団体で、俳句作文での活躍によるものでした。

### 3月議会定例会に 提出した主な議案

専決処分事項の報告について

八峰町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

八峰町立体育館条例の一部を改正する条例制定について

八峰町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について

公の施設の指定管理者の指定について

令和3年度八峰町一般会計補正予算  
1億4,425万7千円を減額

令和4年度八峰町一般会計および各特別会計予算

※内訳は2～3ページ参照

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

### 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 2割負担となる方は、秋田県の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約12%の方です。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	<b>一定以上所得のある方</b>	<b>2割</b>
		一般所得者等※	1割

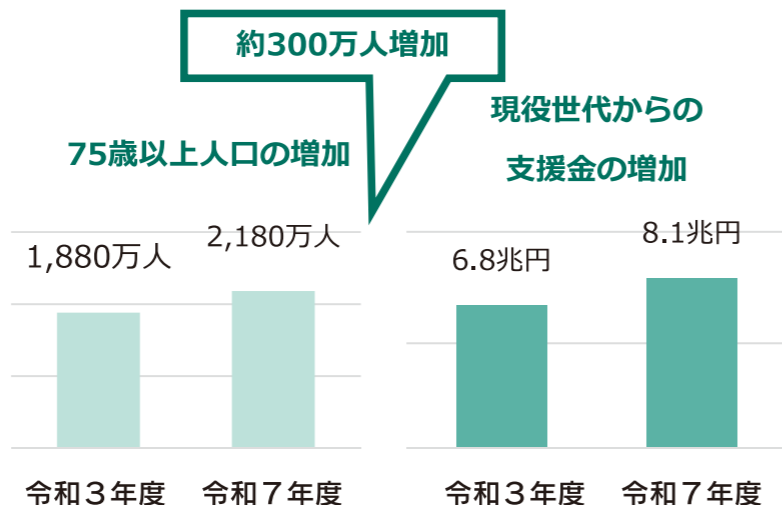
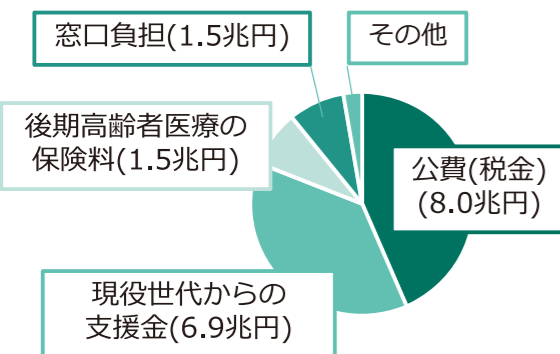
秋田県後期高齢者医療被保険者全体の約12%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

## 見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

### 75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース



## 令和4年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和4年度から保険料率の変更されます。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。

改定後の保険料率に基づく保険料額は、令和4年7月中旬頃に通知する予定です。

### ●保険料の構成

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{年間保険料額} \\ \text{(限度額66万円)} \\ \text{※100円未満切捨て} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{均等割額} \\ \text{被保険者一人当たり} \\ \text{44,310円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等 - 43万円)} \\ \text{× 8.27\%} \\ \hline \end{array}$$

### ●保険料率の改定

	令和3年度まで	令和4年度から
均等割額	43,100円	44,310円
所得割率	8.38%	8.27%

### ●均等割額の軽減措置

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
43万円 + (給与・年金所得者等※の数 - 1) × 10万円	7割	13,293円
43万円 + (給与・年金所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 28万5千円 × 世帯の被保険者数	5割	22,155円
43万円 + (給与・年金所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数	2割	35,448円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった者 (制度加入後2年間のみ適用)	5割	22,155円

※給与・年金所得者等とは、以下のいずれかを満たす方です。

- 一定の給与所得者(給与収入55万円超)
- 公的年金等に係る所得を有する方  
(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)

### 保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。

算定の経緯については、広域連合のホームページで紹介していますのでご参照ください。また、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

■お問い合わせ先：秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155  
総務課 ☎018-838-0610  
ホームページ：<https://www.akita-kouiki.jp/> → 左枠「保険料について」内

## 令和4年度の後期高齢者医療被保険者証について

- 秋田県の後期高齢者医療被保険者証は、毎年、年1回8月に更新しておりますが、令和4年10月1日に窓口負担割合が見直されることから、令和4年度に限り、8月と10月の2回更新することになります。

### ①令和4年7月に送付される被保険者証の有効期限

→令和4年8月1日から令和4年9月30日まで

### ②令和4年9月に送付される被保険者証の有効期限

→令和4年10月1日から令和5年7月31日まで

## 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。  
そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。

- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

### 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

### 配慮措置

1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

## 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には 令和4年秋頃に秋田県広域連合から申請書を郵送します

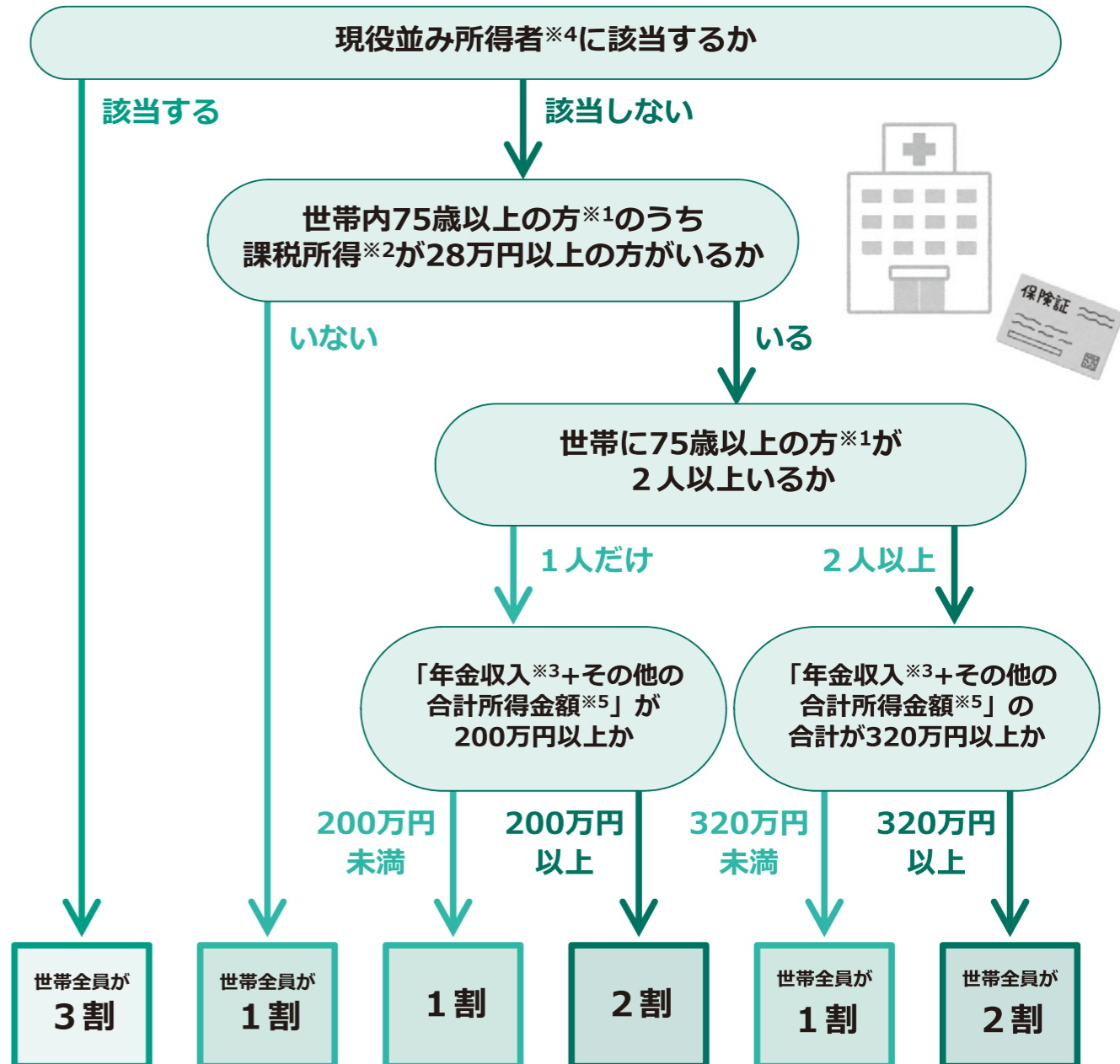
申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください

### 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

- ・ 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課：018-853-7155
- ・ 八峰町役場福祉保健課 保険年金福祉係：0185-76-4608
- ・ 今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

## 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方<sup>※1</sup>の課税所得<sup>※2</sup>や年金収入<sup>※3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

◎対象になる方および対象住宅

事業名	補助対象者	補助対象住宅
『新築支援事業』	子育て世帯または支え合い世帯で戸建て住宅の新築工事（以下「新築工事」という。）を行う方	①新築の戸建て ②住宅の構造および生活形態等を総合的に判断し、戸建て住宅に相当する住宅と認められる新築住宅
『リフォーム支援事業』	①八峰町に住居登録されている方。ただし、移住者で新築、リフォーム、または空家購入後に住民登録する方については、住民登録日を実績報告の期限とします。	①自己所有の持家住宅 ②親、配偶者の親または子の持家住宅
『空家購入等支援事業』	空家を購入する方（購入後の増改築工事およびリフォーム工事を含む。）。ただし、3親等以内の親族等からの取得でないこと。	空家
『住宅診断支援事業』	②世帯員の全員に町税等の滞納がないこと。ただし、移住者については、従前住所等において納付すべき市区町村税等に滞納がないこと。	①自己所有の持家住宅 ②親、配偶者の親または子の持家住宅
『耐震改修支援事業』	①持家住宅の耐震改修工事（以下「耐震改修工事」という。）を行う方 ②親、配偶者の親または子が所有し、自ら居住する住宅の耐震改修工事を行う方 ③親、配偶者の親または子の持家住宅の耐震改修工事を行う方 ④自らが所有し、親、配偶者の親または子が居住する住宅の耐震改修工事を行う方	①自己所有の非耐震住宅 ②親、配偶者の親または子の非耐震住宅

◎対象経費

事業名	補助対象経費（※経費とは消費税込みの金額）
『新築支援事業』	新築工事に要する経費
『リフォーム支援事業』	①認定施工業者が施工した工事等であること。ただし、空家の購入（取得）についてはその限りではない。 ②令和4年4月1日以降に工事が完了し、申請年度の3月31日までに実績報告が可能な工事等であること。ただし、移住者で住民登録日より前に、新築工事、リフォーム等工事及び空家購入等を行っている場合は、住民登録日から1年遡った日以降に完了していること。
『空家購入等支援事業』	※次に掲げる経費等については補助対象としません。 ①公共工事の施工に伴う補償費の対象となる経費 ②門・塀等、いわゆる外構工事に係る経費。ただし、配管工事の実施に伴うフェンスの取外し、再設置など、補助対象工事の実施に伴い必要な場合は、補助対象経費とします。 ③別棟の車庫、物置の新築工事およびリフォーム等工事に係る経費 ④町のその他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上認められない経費 ⑤その他、補助金の交付が適当でないと認められる経費
『住宅診断支援事業』	①空家の購入に係る経費 ②購入後のリフォーム等工事に要する経費 ③①および②に要する経費で、補助対象経費額が30万円以上であること。
『耐震改修支援事業』	①住宅診断に係る経費 ②住宅診断士が実施する住宅診断であること。
『耐震改修支援事業』	耐震工事に要する経費で、補助対象経費の額が30万円以上であること。

★その他申請書類など、詳しくは町ホームページをご覧ください。担当までお問合せ下さい。

■問合せ先 八峰町建設課 建設係 ☎76-4610

はっぼうでHappo(y)なSmileづくりを応援します!!!

令和4年度

# 八峰町住まいづくり応援事業

八峰町では、子育てしやすい環境づくり、安全安心で快適な住まいづくりを応援するため、住宅の新築、リフォーム、購入、診断および耐震改修に要する経費に対して補助金を交付します。

## 八峰町の住宅施策！ここがポイント!!!

- ☑ 従来のリフォーム支援に加え、新築、空家購入にも対応しています。
- ☑ 各種特例加算により、きめ細かい支援を実現!!!
- ☑ 大規模化する自然災害から大切な住宅を守るため、木造住宅の『住宅診断支援事業』および『耐震改修支援事業』も対象となります。
- ☑ 移住者等（転入予定者）については、住民登録前でも申請可能です。

◎支援事業の種類

NO	事業名	条件等	一般世帯	子育て世帯【※1】	支え合い世帯【※2】
1	新築支援事業	補助率	—	100%	
		限度額	—	200万円（ <small>町外業者が施工した場合</small> 50万円）	
2	リフォーム支援事業（工事費30万円以上～）	補助率	15%	15%	
		限度額	30万円	30万円	
		（移住世帯特例）※3	15%	15%	
		（多子世帯特例）※4	30万円	100万円	
3	空家購入等支援事業（工事費30万円以上～）	補助率	50%		
		限度額	50万円		
4	住宅診断支援事業	補助率	100%		
		限度額	10万円		
5	耐震改修支援事業【※5】（工事費30万円以上～）	補助率	15%		
		限度額	80万円		
加算	下水道新規加入分【※6】		一律 10万円		

（注1）「1」「2」「3」「5」の事業については、同一年度内か否かに関わらず重複して申請（利用）することはできません。

（注2）平成30年以降に「1」「2」「3」「4」「5」の事業を利用した方は、限度額設定等により申請が制限されます。

（詳細については、交付要綱等でご確認ください。）

（注3）「4.住宅診断支援事業」については、申請件数が10件になり次第受付を終了します。

《用語の定義》

※1 子育て世帯

申請日において、夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯または18歳以下までの子供を扶養している世帯をいう。

※2 支え合い世帯

実績報告日において、高齢者等（65歳以上または要介護認定を受けた方）と40歳未満の子等が同居、または同一敷地内で生活する世帯をいう。

※3 移住世帯

八峰町以外の市区町村から定住の意思をもって、令和4年（2022年）4月1日以降に転入した世帯をいう。

※4 多子世帯

申請日において、18歳以下の子供3人以上と同居している親子世帯をいう。

※5 耐震改修

住宅診断（耐震診断）による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物について、上部構造評点が1.0以上並びに地盤および基礎が安全となるように補強を行うことをいう。

※6 下水道新規加入分

「2」「3」「5」の工事等に併せて、新規に下水道に加入した場合の加算分をいう。

**重要** 予算がなくなり次第、終了します。

補助要件、申し込み方法等については、次ページ以降をご覧ください。

◎対象者

事業名	補助対象者	
『危険な空家等除却事業』	①個人が所有するもの ②町税等の滞納がない方 (同一世帯に属するものを含む。)	①補助対象物の登記事項証明書等に所有者として記録されている方、またはその相続人 ②①より委任を受けた方
『危険なブロック塀等除却事業』		①補助対象物の所有者またはその相続人 ②①より委任を受けた方
『危険な樹木伐採事業』		

◎対象物

事業名	補助対象物
『危険な空家等除却事業』	①条例第8条1項の規定により指導、または助言を受けていること。もしくは、指導、または助言の必要なもの ②床面積が20平方メートル以上であること。 ③所有権を除く物権または賃借権が設定されていないこと。 ④所有者等が故意に破損させた空き家でないこと。 ⑤「空家危険度調査票」の採点の合計が40点以上であること、もしくは昭和56年以前の建物で「空家等実態調査・外観調査票」の総合評価がA、またはB以外であること。
『危険なブロック塀等除却事業』	①道路等や児童利用施設等に面しているブロック塀等であること。 ②安全性が確認できないブロック塀等であること。(町の調査により、除却等の指導が必要なもの) ③撤去するブロック塀等の高さは、地面から概ね1m以上のもので、延長が概ね3m以上であること。
『危険な樹木伐採事業』	①強風等により倒木した場合に危険となる道路等や児童利用施設等、住宅等より概ね20mの範囲に面している樹木であること。 ②直径が概ね20cm以上で、かつ樹高が概ね5m以上であること。

◎対象となる経費

事業名	補助対象経費(※経費とは消費税込みの金額)	
『危険な空家等除却事業』	①補助対象者が発注する補助対象物の工事等であること。	
『危険なブロック塀等除却事業』	②建設業法許可業者等が請け負う工事等であること。 ③八峰町登録業者(※)が請け負う工事等であること。 ④交付決定後に着手し、申請年度内に実績報告が可能な工事等であること。 ※「八峰町登録業者」とは… 八峰町に一般競争(指名競争)参加資格申請書を提出し、資格審査委員会により登録された業者、または小規模修繕等登録業者のことです。	①ブロック塀等の解体処分等に係る工事等であること。 ②除却後、再設置する場合において、安全なフェンス等の設置に係る工事等であること。
『危険な樹木伐採事業』	※次に掲げる経費等については補助対象としません。 ①公共工事の施工に伴う補償費の対象になっている場合 ②建て替え、および土地を売買するための工事等である場合 ③補助金の交付が適当でないと認められる場合	伐採後の切株の高さが、概ね50cm以下になる工事等であること。

その他申請書類など、詳しくは町ホームページをご覧ください。下記担当までお問合せください。

■問合せ先 総務課 防災まちづくり室 ☎76-4666



自然災害が猛威を振っています!!

あなたが管理する空き家やブロック塀、大木は大丈夫ですか!?

# 八峰町安全安心なまちづくり推進事業

町では、自然災害などによる空家やブロック塀等の倒壊、倒木等を未然に防ぐため、危険な構造物の除去や改修工事、危険な樹木の伐採等に対して補助金を交付します。

	危険な空家等(※1)	危険なブロック塀等	危険な樹木
補助対象物の定義	○個人が所有するもの ○町から指導等(※2)を受けていること。もしくは、指導等の必要なもの。 ○町内に存し、1年以上使用のない状態にあること。 ○床面積が20平方メートル以上であること。 ○所有権を除く物権または賃借権が設定されていないこと。 ○所有者等が故意に破損させた空家等でないこと。	○道路・児童利用施設等に面しているブロック塀等であること。 ○安全性が確認できないブロック塀等であること。 ○撤去するブロック塀等の高さは、地面から概ね1m以上のもので、延長が概ね3m以上であること。	○強風等により倒木した場合に危険となる道路・児童利用施設・住宅等より概ね20mの範囲に面している樹木であること。 ○直径が概ね20cm以上で、かつ樹高が概ね5m以上であること。
補助対象者	○町税等の滞納がない方 (1) 補助対象物の登記事項証明書に所有者として記録されている方、またはその相続人 (2) (1)より委任をうけた方	(1) 補助対象物の所有者、またはその相続人 (2) (1)より委任をうけた方	
補助対象工事	○建設業法許可業者等(※3)が請け負う工事等であること。 ○八峰町登録業者(※4)が請け負う工事等であること。 補助対象者が発注する危険な空家の除却工事であること。	○補助対象者が発注する危険なブロック塀等の除却・改修工事であること。 ○(再設置する場合)関係法令の基準を満たす安全なフェンス等の設置に係る工事等であること。	○補助対象者が発注する危険木の伐採作業であること。 ○伐採後の切株の高さが、概ね50cm以下になる工事等であること。
補助金額等	○対象工事費×1/2 (上限:500,000円) (※5)	○対象工事費×1/2 (上限:300,000円)	○対象工事費×1/2 (上限:200,000円)
申請等に関して	併用可能(それぞれの支援事業を利用することができます。) ○申請:複数回可 限度額に達するまでは、複数回に分けて申請することが可能です。		

(合計の最大)100万円

《用語の定義》

- (※1) 空家等  
空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条に定義する空家等。
- (※2) 指導等  
八峰町空き家等適正管理に関する条例第8条の規定に基づく指導または助言のことをいう。
- (※3) 建設業法許可業者等  
建設業法別表に掲げる土木工事業、建築工事業もしくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者、または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた者をいう。
- (※4) 八峰町登録業者  
八峰町に一般競争(指名競争)参加資格申請書を提出し、資格審査委員会により登録された者、または小規模修繕等登録業者をいう。
- (※5) 過去に、八峰町空家除却推進事業(平成26年度~平成30年度)の交付を受けている場合は、50万円から当該部分を減じた額が補助金の上限額となる。

**重要** 予算がなくなり次第、終了します。

## 「地域の元気づくり」&「交流の促進」に取り組む団体と個人を応援します!!!

### ■八峰町地域の元気づくり活動支援事業

#### 1 補助対象事業

- (1) 町民に生きがいをもたらす元気を与える事業
- (2) 地域にまつわる伝統文化の継承・復興等に関する事業

※補助金の交付を受けることができる事業は、一年度につき一団体（個人）あたり1事業までです。

#### 2 補助対象者

- ・ 町内に在住、在学、または在勤の者で構成され、町内に活動拠点を有する自治会を除く団体および個人
- ・ 政治活動、宗教活動、営利活動等を目的としない団体および個人
- ・ 団体を構成する町民について、町税および使用料等の滞納がない団体および個人

#### 3 補助対象経費

上記、補助対象事業の実施に要する経費

#### 4 補助対象外経費

- (1) 既存の施設等の維持管理および更新に係る経費
- (2) 団体の構成員に対する賃金、謝礼、食糧費 等

#### 5 補助金額

補助対象経費の10/10、または10万円のいずれか低い方の額。（1,000円未満切り捨て）

#### 6 応募期限

令和5年1月27日（金） ※要件を満たす申請であれば、予算の範囲内で交付決定します。

### ■八峰町交流促進事業

#### 1 補助対象事業

- (1) 定住移住を促進するための体験活動事業（移住ツアー、田舎暮らし体験ツアー等）
- (2) 交流人口の増加を図るための体験活動事業（町の資源を活かしたグリーン・ツーリズム等）

※補助金の交付を受けることができる事業は、一団体あたり2事業までです。

#### 2 補助対象者

町内に在住、在学、または在勤の者5人以上で構成され、町内に活動拠点を有する次の団体。

- (1) 政治活動、宗教活動、営利活動等を目的としない団体。
- (2) 団体を構成する全ての者について、町税および使用料等の滞納がない団体。

#### 3 補助要件

次の(1)から(4)を含む要綱で定める全ての要件を満たす事業

- (1) 八峰町内を会場に実施される事業であること
- (2) 町内在住者を除く参加者が10名以上であること
- (3) 宿泊を伴う場合は、町内の宿泊施設を利用すること
- (4) 町やマスメディアの取材等に協力すること 等

#### 4 補助対象経費

上記、補助対象事業の実施に要する経費

#### 5 補助対象外経費

- (1) 既存の施設等の維持管理および更新に係る経費
- (2) 団体の構成員に対する賃金、謝礼、食糧費 等

#### 6 補助金額

補助対象経費の10/10、または30万円のいずれか低い方の額。（1,000円未満切り捨て）

#### 7 応募期限

令和5年1月27日（金） ※要件を満たす申請であれば、予算の範囲内で交付決定します。

#### 問合せ先

八峰町企画財政課 広報企画係 〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地  
☎0185-76-4603 Fax 0185-76-2113 mail kikaku@town.happou.akita.jp



八峰町では、定住移住施策として、町内にある空き家を町がお借りし、必要なリフォームを行い、定住や移住をお考えの方に貸し出すための住宅を整備する事業を実施しています。

#### 応募者の要件 次のすべての要件を満たす方が応募できます。

1. 空き家およびその敷地の両方を所有していること。  
※1 共有物件の場合は、共有者のすべてが同意していること。  
※2 登記上の所有者が既に死亡している場合は、権利者全員の承諾書が必要です。
2. 町税、使用料等の滞納が無いこと。
3. 破産手続開始の申立て等がされていないこと。
4. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

#### 応募物件の要件 次のすべての要件を満たす物件について応募できます。

1. 現況において居住可能な状態のもので、屋根、外壁、土台など構造体について修繕の必要がないものであること。
2. 強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行もしくは競売または滞納処分がされていないこと。

#### 借上げに関する内容・要件

1. 借上げ期間は10年を基本とし、期間満了時には借り上げた住宅を返却します。
2. 借上げ料は、改修費用に応じて20,000円～25,000円の範囲で決定します。
3. 借上げ料以外は、敷金、権利金等名目のいかなを問わずお支払いしません。
4. 借上げた空き家等、改修が必要な場合は、500万円を限度に八峰町が改修を行います。
5. 改修については、改修の内容を所有者と協議の上行います。
6. 借上げ期間内の入居管理は町が行います。

#### 応募方法

「空き家提供申込書」に必要書類を添えて、企画財政課へ提出してください。  
※申込用紙は企画財政課窓口に備え付けてあるほか、ホームページからもダウンロード可能。

#### 応募締切

令和4年5月31日（火）午後5時まで

#### 選考・採用について

応募された建物については、現地調査等による審査・選考を行います。  
採用・不採用の決定は、6月下旬に文書で結果を通知します。（採用戸数：1戸を予定）

問合せ先 企画財政課 ☎0185-76-4603（受付時間：平日午前9時～午後5時）  
FAX0185-76-2113 Eメール：kikaku@town.happou.akita.jp





## 税務会計課・福祉保健課からのお知らせ

### 令和4年度の税および保険料の納期限は下記のとおりです。

担当課	納期月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	納期限	5月31日	6月30日	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日
税務会計課	軽自動車税	全期									
	固定資産税	1期		2期		3期			4期		
	町県民税(普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
	国民健康保険税			1期	2期		3期	4期	5期		6期
福祉保健課	介護保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期		
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

納税は口座振替が便利です

#### Q.手続きはどこで出来ますか？

下記金融機関窓口で手続きできます。「口座振替依頼書」は各金融機関の窓口にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。(通帳の届出印が必要になります。)

——— 手続き可能な金融機関 ———

岩館郵便局、八森郵便局、東八森郵便局、埴川郵便局、峰浜郵便局、秋田銀行八森支店、JA八峰支店、能代市内金融機関各支店

#### Q.申込の時期は？

いつでも大丈夫です。「口座振替依頼書」を金融機関に提出してから2週間程度で手続きが完了したのち、「口座振替登録完了のお知らせ」を送付します。なお、税の振替日は各税目の納期限の日となります。

※税金のほかに、上下水道料などの各種公共料金も同時に申込みことが出来ます。是非ご利用ください。

■問合せ先 税について…税務会計課 ☎76-4604 保険料について…福祉保健課 ☎76-4608

## 就学援助制度のご案内

町では、経済的な理由によって就学が困難と認められるお子さまの保護者に対して、学用品費、給食費などの就学するうえで必要な経費の一部を援助する制度があります。

- 対象者** 町に住所があり、町内の小中学校に通うお子さまのいる世帯で、下記のいずれかに該当する世帯
  - ①生活保護を受けている方
  - ②町の審査を経て、生活保護を受けている方に準ずる程度に困窮していると認定された方
- 援助内容** 学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費
- 申請方法** 所定の申請書により学校教育課(八峰町文化交流センター「ファガス」2F)へ申請してください。※学校経由の申請もできます。申請書は学校教育課および各学校にあります。
- 申請期間** 4月1日から受け付けます。5月31日までに申請し、認定された方は、4月分からの援助開始となります。  
※6月1日以降に申請された方は、申請された月分から援助開始の対象となります。
- 援助費の支給** 認定・不認定の決定については、後日通知します。また認定が決定した場合、援助費は申請者名義の口座へ直接振り込まれます。(保護者が学校長へ援助費の受領を委任し、各学校へ直接支給することもできます。)
- その他**
  - ・前年度に認定された方も申請の手続きが必要(毎年度申請)となります。
  - ・令和4年1月1日現在、町に住所がない方は令和3年分の所得を証明する書類が必要です。

■問合せ先 教育委員会 学校教育課 学校教育総務係 ☎77-2816

## チャレンジする事業者を応援します! 令和4年度補助制度のお知らせ

### ■新たな事業を始めたい(創業支援・新規事業支援)

八峰町雇用創出支援事業(法人・個人)

**対象** 新規事業開始(創業)に取組み、町民1名以上を常用雇用して行われる事業

**対象経費・補助率・限度額**

- ・雇用奨励費 常用労働者(65歳未満の町民)の賃金 1名 30万円 3名まで 2年間
- ・創業支援費 創業に要する初期費用 対象経費の1/2 (上限100万円)

八峰町起業チャレンジ応援事業(個人)

**対象** 新たに起業する個人事業主(開業から2年以内)、または新分野の事業を開始する個人事業主

**対象経費・補助率・限度額**

減価償却資産(機械器具類・事業用建物・改築費等)※乗用車(3・5ナンバー)は対象外。  
減価償却費として計上した金額に耐用年数に応じた係数を乗じた額 (上限50万円×3年)

**その他** 白神八峰商工会の指導を受け、事業計画書を作成する必要があります。

### ■新たな設備を導入したい(設備投資支援)

八峰町生産性向上等支援補助金(法人・個人)

**対象** 生産性を向上させる設備・機械の導入

**対象経費・補助率・限度額**

- (1)新分野参入・新商品生産のための設備・機械 対象経費の 30% (上限100万円)
- (2)既存事業強化のための設備・機械 対象経費の 15% (上限 30万円)

### ■商品の開発やリニューアル・PRしたい(商品開発・販路拡大支援)

八峰町地域資源活用商品開発等支援補助金(法人・個人)

**対象者** 地域資源(地場産品)を活用した新商品の開発、既存商品改良、宣伝・販路開拓

**対象費・補助率・限度額** 試作材料費、パッケージデザイン費、外注費等、看板、のぼり等販促グッズ作成費、展示会等参加費(ブース代・旅費等) 対象経費の 1/2 (上限10万円)

### ■専門家からアドバイスを受けたい(専門家派遣支援)

八峰町地域産業活性化専門家招聘事業補助金(グループ・団体)

(1)講演会事業

**対象者** 八峰町に拠点を有し、3者以上の企業または個人事業者等で構成するグループおよび団体

**対象費・補助率・限度額** 講演会・セミナーの実施、講師謝金、旅費(交通費・宿泊費)等

対象経費の10/10 (上限10万円)

(2)専門家派遣事業

**対象者** 八峰町に拠点を有し、2者以上の企業または個人事業者等で構成するグループおよび団体

**対象費・補助率・限度額** 課題解決に向けた専門家による診断や助言等の集中的支援を受ける事業、講師謝金、旅費(交通費・宿泊費) 対象経費の10/10 (上限10万円)

### ■資格を取得しキャリアアップしたい(資格取得支援)

八峰町資格取得支援事業(個人・事業所)

**対象者** 八峰町に住所を有する65歳未満の方、従業員等の資格取得にかかる費用を負担した事業所

**対象費・補助率・限度額** 国家資格・検定等(普通自動車免許は除く)資格取得に必須となる講習等の受講料、受験料、登録料 対象経費の1/2 (上限 個人10万円、事業所20万円)

◎詳細につきましては、町ホームページに掲載いたしますのでご覧ください。また、ご不明の点は産業振興課までお問い合わせください。 ■問合せ先 産業振興課 ☎76-4605



消費生活の中で、事業者とトラブルになり困ったことはありませんか？  
このようなときは、役場産業振興課に消費生活相談窓口がありますので、お気軽にご相談ください。

○相談できること

電話勧誘販売や訪問販売などの、商品や契約に関するトラブル、悪質商法の被害に遭った、ある製品を使ったら怪我をした、などの消費生活に関するトラブル。

○相談するときは

相談員が詳しくお話を伺いますので、契約書やパンフレットなどの全ての書類を用意しておきましょう。インターネット通販の場合は、事業者からのメールや、証拠となる広告の画面を保存しておくようにしましょう。トラブル発生までの経緯をまとめたメモがあるとよりスムーズです。

消費生活について困った時は、こんなことを相談してもいいのかな？と悩んでしまうかもしれませんが、トラブルにあった時は一日でも早い相談が解決のカギとなります。

相談の秘密は厳守いたします。一人で悩まずに早めに相談して下さい。



八峰町消費生活相談員  
おおつき まい  
大槻 麻衣

- 八峰町消費生活相談窓口（産業振興課） TEL：0185-76-4605  
E-mail：sangyo@town.happou.akita.jp
- 秋田県生活センター北部消費生活相談室 TEL：0186-45-1040

山火事防止統一標語

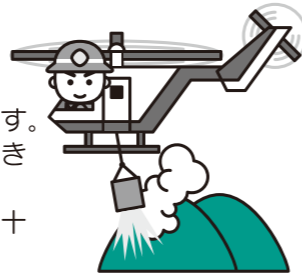
「山火事を 防ぐあなたの 心がけ」

原野・林野火災にご注意！！

【野焼き（ゴミの焼却含む）は禁止されており、罰せられます】

林野火災の原因は、約6割がゴミ焼き等から延焼拡大した人的要因によるものです。昨年は、八峰消防署管内でも林野火災が発生し、ほかにもゴミ焼きや枯れ草焼きによる通報により、消防車が出動した事例が多く発生しております。

この時季は、空気が乾燥し火災が起こりやすくなりますので、次のような点に十分注意しましょう。



【林野火災防止のための注意点】

- 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、火気を使わないこと。
- 喫煙は、指定された場所で行い、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- 火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること。
- 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰ること。
- 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること。
- 行事等により火入れを行う際は、市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備をすること。
- 強風時および乾燥時には、火入れをしないこと。
- 児童等による火遊びはさせないこと。

■問合せ先 八峰消防署 ☎76-3119

八峰白神ジオパーク

連載134回



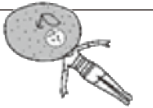
事務局

八峰町産業振興課 ジオパーク推進係  
☎0185(76)4605 FAX 0185(76)2203  
HP <http://geopark.town.happo.lg.jp/>



白神の恵みに生きる

地域の人の話を聞いて、  
大地と自然と人のつながりを考えます



【樹齢400年のシナノキを語る】



話をしてくれた人

柳川 宣史さん 俳号 大亀

昭和22年3月生まれ。仲峰山長泉寺住職（19代目）およびみのりの吟社代表。昭和60年から長年に亘り峰浜地区の子ども達に俳句を指導し“俳句の先生”として有名。

●長泉寺とシナノキ

長泉寺には樹齢400年とも言われている大きなシナノキがありますが、長泉寺自体が明治26（1893）年12月8日に全焼して、過去帳等書いた物が全然残っていません。初代の住職が八森の松源院の2代目舜庵宗堯という和尚さんで、その方は三種町下岩川地区の見性寺も開いており、見性寺は天正元（1573）年に建てられたという書物が残っています。だからこの寺も同じ頃に開かれたのでしょう。そして、その方が亡くなったのが慶長16（1611）年7月4日です。それまでの間にシナノキが植えられたのだと言い伝えられています。

今の本堂は昭和10年から再建して昭和15年くらいまでで完成したことになります。

菩提樹という木はお釈迦様がこの大きな木の下で悟りを開いたことからこの名がついています。シナノキと菩提樹は葉や実が似ていて、当時の住職は菩提樹としてシナノキを植えたのだでしょう。

●俳句は自分で思ったことを5・7・5に！  
俳句は、祖母の影響で始めました。現在は、子どもの俳句指導や仲間達との句会を楽しんでいます。俳句はハードルが高いイメージがあるかもしれませんが、子ども達には、「は」と驚いたなあ、「い」いなあ、「い」つもと違うぞ、「く」すくす笑えるなあということを俳句にするように教えています。子ども達には「俳句手帳」を各自1冊持たせていただき、主に夏休みや運動会が終わった後、山登り体験などを自由に書いてもらっています。その後、手帳の1句1句に目を通すのですが、いいところに目を付けているな、なるほどと思わされます。昔は俳句を「俳諧」と言ったのです。これは滑稽、面白いという意味です。で、あんまり当たり前だと面白くない。それを5・7・5にまとめる。松尾芭蕉の言葉で、「俳諧は三尺の童にさせよ」って言葉があって、三尺って1mくらいです。小さな子どもの考えや見方でやると俳諧はいいんですよという教えます。自分の思った言葉だからこそ面白いんです。



八峰町の天然記念物にも指定されているシナノキ（夏撮影）

町内各小・中学校で卒業式  
思い出の学び舎を巣立ちました

3月12日は八峰中学校で、同15日は八森小学校と峰浜小学校で卒業式が行われました。  
このうち、八森小学校では、卒業生一人ひとりが卒業証書を八代校長から受け取りました。また、卒業生から旅立ちの言葉として、お父さん、お母さんへの感謝の言葉が伝えられました。  
八峰中学校では、43名の生徒たちが卒業しました。菊地校長は「これから的人生、先が見通せなかつたり、イレギュラーなどがあると思定してください。そのことから目を背けてはいけません。現実をしっかりと受け止め自分なりの意思や考えで行動できる強さを発揮してほしいと願っています。」と卒業生に励ましの言葉を送りました。



感謝と希望の気持ちを胸に巣立ちました

八峰町愛育班から  
こども園園児へマスクケース寄贈



手づくりのマスクケースを寄贈

3月24日、ファガスにて八峰町愛育班から子ども園の卒園児へ手作りのマスクケースが寄贈されました。  
この日は観海愛育班の伊藤さんと、沢目愛育班の芳賀さんが訪れ、「これから小学校へ入学するとマスクも必要になると思うので、ぜひマスクケースも使って頂ければ」と、川尻教育長へ手渡されました。  
愛育班は、乳幼児や子どもたちの健康・健全な育成を目的として旧八森町にて昭和51年に設立されました。地域の子育てをしている新米お母さんを訪問し、健康や子育てのサポート、離乳食教室や1歳児健康相談のお手伝いなどを行い、町の子育てをかげで支えています。

能代山本トラック協議会から  
小学1年生へ黄色い傘贈呈

3月17日、能代山本トラック協議会（斉藤陽悦会長）から町内の新入学児童（八森小学校15名、峰浜小学校14名、合計29名）へ黄色い傘が贈呈されました。  
この日は当協議会の大森弘さんがファガスを訪れ、「子供たちが交通事故に遭わないように」と、川尻教育長へ手渡されました。  
この傘はドライバーから認識されやすい黄色となっているほか、一部に透明のビニールが使われて前方が見えやすい作りとなっています。  
贈呈された黄色い傘は、4月7日に行われた各入学式の日に入園児童1人1人に配られました。



能代山本トラック協議会から黄色い傘が贈呈されました

大森グループより  
スポーツ少年団へ寄附金の贈呈

3月29日、ファガスにて大森グループ（代表大森三四郎）から、町内のスポーツ少年団本部へ寄附金が贈られました。  
この日は大森三四郎氏が訪れ、「スポーツの活動に役立ててほしい」と、川尻教育長へ手渡されました。  
この寄附金は、町内スポーツ少年団の組織強化や活動費にあててほしいと、平成22年度から毎年贈られているもので、昨年度は、試合のユニフォームやボール、設備等の購入に充てられています。今年度も各スポーツ少年団の活動に役立てられます。



スポ少へ寄附金の贈呈がありました

コミュニティ生活圏形成事業  
八峰町報告会を開催



定住に向けた取組を報告しました

3月6日、ファガスにてコミュニティ生活圏形成事業の八峰町報告会を開催しました。  
コミュニティ生活圏形成事業とは、人口減少や少子高齢化が進む中、複数の集落による新たな生活圏の形成を図る取り組みで、令和3年度に岩館地区をモデル地区として、住民によるワークショップを行いました。  
報告会当日は、約50人が参加し、岩館住民による成果報告やパネルディスカッションを行い、様々な世代で交流できる施設や機能が必要などの意見が出ました。

来年度も継続し、住みよい地域のたため、地域課題の解決のため、行動計画の策定などに取り組みます。

八峰白神ジオパークガイド向け  
ハザードマップ講習会を開催

3月26日、八峰町役場にて、八峰白神ジオパーク推進協議会主催のハザードマップ講習会が行われました。  
この日は、総務課防災まちづくり室職員を講師に迎えて行われ、ジオガイドの会員12名のうち6名が参加しました。  
「地球（ジオ）」は、豊かな恵みを与えてくれる一方で、ときに地震など深刻な災害をもたらします。災害から身を守るためには、自然のメカニズムを知り、ハザードマップや避難経路を確認することが大切です。  
ジオパークを伝える役割のあるジオガイドのみならず、八峰町のハザードマップについて理解を深めるとともに、お客様へ防災を伝えること、有事の際の行動等を再確認しました。



ジオガイドの防災知識の向上を図りました

4月(うづき)  
晴れた日に  
窓を掃除して、  
昨年外した網戸を設置。  
秋まで虫除けたのんだぞ。



ノリコキ  
後藤徳行建築設計事務所  
八峰町峰浜畑谷



持続可能な世界のために  
世界をリードする再生可能エネルギー会社

RWE

大規模な洋上風力発電の開発、建設、運営  
RWE Renewablesの洋上風力設備容量は世界第2位！

RWE Renewables Japan G.K.

(本社)  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-3  
丸の内トラストタワー本館 5階  
電話:(03) 6230 9374

(秋田オフィス)  
〒010-0001 秋田県秋田市中通り2-2-32  
山二ビル6F リージャス秋田駅前ビジネスセンター

https://jp.rwe.com

おらほの館

今月の旬情報

ふきのとう  
たらの芽

山菜のシーズンが  
やってきます！！



八峰町峰浜沼田「道の駅」となり

よろしく  
☎76-4649

お薬のこと、健康のこと...etc  
何でもご相談ください！

皆川薬局

八峰町峰浜水沢字稲荷堂後120-6  
TEL.76-2052・FAX.76-2199

営業時間 8:00~18:00 / 休業日 日曜日・祝祭日

# としよしつだより

【開室時間】 午前8時30分～午後9時00分  
(休み：年末年始、蔵書点検期間)  
■ファガス図書室 八峰町八森字中浜196-1 ☎0185-77-3700  
■峰栄館図書室 八峰町峰浜田中字野田沢20-1 ☎0185-76-2323

ファガス図書室 (八森地区)  
峰栄館図書室 (峰浜地区)  
移動図書館車 (としよカーン)

## 4月からの定期購読雑誌をご紹介します。



※最新号は透明雑誌カバーに入れ、どなたでも見られる様に展示しています。図書室内でお読みください。

としよカーンでは最新号から貸出しています。



### ファガス図書室 (八森地区)



### 峰栄館図書室 (峰浜地区)



## 八峰町図書室 (ファガス、峰栄館、としよカーン) ベストリーダー2021

貸出回数が多かった本です(24回)。同率1位で3冊の小説がランクイン!! みなさんはもう読まれましたか?



### 『そして、バトンは渡された』

瀬尾まいこ著

2019年本屋大賞受賞作。累計100万部突破のベストセラー。昨秋、永野芽郁、田中圭、石原さとみ出演で映画化。



### 『52ヘルツのクジラたち』

町田そのこ著

2021年本屋大賞受賞作。昨年の本屋大賞ノミネートから、ジワジワと人気が出た小説です。



### 『白鳥とコウモリ』

東野圭吾著

東野圭吾作家生活35周年記念作品。522ページの長編ミステリー小説ですが、今回も大人気作家はランクイン!

## 2022 あふれちゃんのえほんばこ ただいま準備中です。



秋田県では読み聞かせをするのにふさわしい絵本を「あふれちゃんのえほんばこ」として毎年50冊以上を選定しています。ご家族で絵本を使った「声によるスキンシップ」を深めてはいかがでしょうか?

# はっぼう

第179号

八峰町教育委員会 生涯学習課  
編集 山本郡八峰町峰浜田中字野田沢20-1  
TEL 0185-76-2323 FAX 0185-76-2387

## 八峰町ことぶき大学 勲章受章者のお知らせ

令和3年度八峰町ことぶき大学において、名誉教授課程を卒業された24名が勲章を受章いたしました。例年、総長より勲章を授与してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、授与式は中止といたしました。勲章と卒業証書は対象者へ直接お渡しいたしました。今年度の対象者は次のとおりです。なお、敬称については省略させていただきます。

- |              |               |               |
|--------------|---------------|---------------|
| 佐々木 肇 (岩子)   | 銭谷 ヒサ子 (水沢)   | 山崎 ミコ (畑谷第一)  |
| 山崎 ミヤ (畑谷第一) | 佐々木 睦子 (畑谷第二) | 藤田 ふみ (畑谷第二)  |
| 福田 源一 (石川第二) | 菊地 カヨ (八森第一)  | 菊地 光子 (八森第二)  |
| 菊地 やよ (八森第二) | 白山 初枝 (八森第二)  | 工藤 ミヤコ (浜田)   |
| 堀内 ノリ子 (浜田)  | 諸沢 俊子 (浜田)    | 北嶋 アキ子 (茂浦)   |
| 齊藤 サダコ (茂浦)  | 山本 恵美子 (立石)   | 門脇 洋子 (滝ノ間)   |
| 石嶋 恵江 (岩館第一) | 菊地 律子 (岩館第一)  | 三輪 リサ (岩館第一)  |
| 有馬 幸雄 (岩館第二) | 須藤 綾子 (岩館第二)  | 成田 善四郎 (岩館第二) |

## 移動図書館車“としよカーン”の運行日程が変更となります

月曜日から木曜日にかけて町内を巡回しております“としよカーン”の運行日程が4月から変更となります。運行表は全戸配布にてお知らせするほか、峰栄館とファガスの図書室にも設置しておりますので、ご利用の際は一度ご確認ください。なお、巡回を希望する企業・自治会・団体等ございましたら、峰栄館までご連絡ください。

運行表 第1・3週					運行表 第2・4週				
時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
10:00	漁火の館	浜田 コミセン	大久保岱 生活総合 センター 10:30 さくら園		10:00		10:30 八森 コミセン		小手萩地区 集会所 →三叉路
11:00	岩館 生活改善 センター	夕映の館	岩子 生活改善 センター 11:20 大槻野 生活改善 センター	11:15 松峰園 ※第1木曜日 のみ	11:00	11:30 のんき会	11:30 蝦夷倉 会館前	沢目駅前 コミセン	
12:00		秋田アルス			12:00		鈴木水産 ↓ 秋田アルス		
13:30				親孝の里	13:30	真瀬橋 南側広場			
14:00	滝ノ間 コミセン 14:30 八森児童 クラブ	14:30 八森 第3地内 T字路付近	14:30 町営診療所		14:00	14:15 八森児童 クラブ	14:30 目名湯 担い手 センター	14:30 町営診療所	
15:00		第9分団 消防小屋前 (東八森地区)	水沢 コミセン 15:30 峰浜児童 クラブ		15:00			松原会館 15:30 峰浜児童 クラブ	

※1 祝祭日や年末年始(12/29~1/3)、危険を伴う悪天候時は運休します。  
※2 利用状況により運行日程に変更がある場合がございます。



## 4月16日～30日の行事予定

日・曜日	行事名	場所	時間	内容
18 月	のんき会	沢目駅舎内	午前11:00～ 午後4:00	心の病を持っている方が情報交換する場です。どなたでもお気軽にお立ち寄りください。
19 火	滝の間介護予防教室	滝の間コミュニティセンター	午後2:00～ 午後3:30	自宅で出来る簡単な体操や脳を活性化させるゲームなどを行います。
20 水	心配ごと相談	八峰町社会福祉協議会	午前9:30～正午	担当：奈良マリ子相談員 ※相談をご希望の方は事前にご連絡ください。 ☎77-3551
	認知症カフェ(水沢上地区)	水沢上町内会館	午前10:00～正午	誰もが気軽に集まり、交流を楽しむ場です。 対象：水沢上地区の方 参加費：100円 問合せ先：八峰町地域包括支援センター ☎77-3200
	交流サロン「らべんだー」※中止の場合あり	埴川健康センター	午後1:30～ 午後3:30	陽だまりの会会員がおいしいコーヒー、お茶を準備してお待ちしております。 「ほっとした時間を過ごしたい」「誰かと話したい」「近くにきたついでに」どなたでもお気軽にお立ち寄り下さい。
	ほっぽカフェ	沢目駅前コミュニティセンター	午後1:30～ 午後3:30	誰もが気軽に集まり、交流を楽しむ場です。 対象：駅前・三ツ森地区の方 参加費：100円 問合せ先：八峰町地域包括支援センター ☎77-3200
22 金	認知症カフェ(カッチキ台地区)	松原会館	午前10:00～正午	誰もが気軽に集まり、交流を楽しむ場です。 対象：カッチキ台地区の方 参加費：100円 問合せ先：八峰町地域包括支援センター ☎77-3200
	いさりびサロン	漁火の館	午前10:00～正午	対象者：岩館第2地区にお住まいの方 参加費：1人100円 お茶やおいしいお菓子を用意しております。
24 日	もりのカフェ	橋台コミュニティセンター(ぬかもり館)	午後1:30～ 午後3:30	「ぬかもり館」に集まって「お茶を飲みながらおしゃべりする」交流の場です。「もりのカフェ」ののぼりが目印です。
	行政相談	八峰町社会福祉協議会	午前9:30～ 午前11:30	担当：辻正英委員
25 月	のんき会	沢目駅舎内	午前11:00～ 午後4:00	心の病を持っている方が情報交換する場です。どなたでもお気軽にお立ち寄りください。
	子育てひろば	子育て支援センター「あいあい」	午前10:00～ 午前11:00	対象：乳幼児と保護者および妊婦さん 内容：足形スタンプで「はらべこあおむし」を作ります。 問合せ先：子育て世代包括支援センター ☎76-4608
26 火	あった会	ファガス	午後1:30～	読み聞かせサークル「かもめ」が、絵本の読み聞かせなどをします。マスクの着用をお願いします。
	茂浦介護予防教室	茂浦コミュニティセンター	午後2:00～ 午後3:30	自宅で出来る簡単な体操や脳を活性化させるゲームなどを行います。
27 水	乳児健康診査	八森保健センター	受付：午前9:15～ 午前9:30	対象者：令和3年5月生～令和3年7月生 令和3年9月生～令和3年10月生 令和3年12月生～令和4年1月生
	心配ごと相談	八峰町社会福祉協議会	午前9:30～正午	担当：柴田敬子相談員 ※相談をご希望の方は事前にご連絡ください。 ☎77-3551
	サルビアカフェ	大久保岱コミュニティセンター	午前10:00～正午	誰もが気軽に集まり、交流を楽しむ場です。 対象：大久保岱地区の方 参加費：100円 問合せ先：八峰町地域包括支援センター ☎77-3200
	岩の子カフェ	旧岸田商店宅	午後1:30～ 午後3:30	誰もが気軽に集まり、交流を楽しむ場です。 対象：岩子地区の方 参加費：100円 問合せ先：八峰町地域包括支援センター ☎77-3200

## 令和4年度 八峰町集団健診について

### 八峰町集団健診が6月16日(木)から始まります

～年1回の健診を受けて健康確認しましょう～

#### ●集団健診の申し込み方法

- ①各自治会担当の保健衛生委員が配付する健診申込調査に記入し、期日までに保健衛生委員へ提出
- ②申し込み期日を過ぎた場合は、役場か八森保健センターへ電話で申し込む  
※町集団健診を希望する場合は、必ず申し込みが必要です。



#### 医療機関でのがん検診受診について

- ①医療保険の種類に関係なく全町民の方が受診できます。  
(対象年齢：保健衛生委員より配付される令和4年度八峰町健康診査のお知らせをご覧ください)
- ②がん検診のクーポン券対象者は検診料金が無料になります。  
＜クーポン券対象検診＞胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肝炎のクーポン券対象者には、5月下旬頃送付します。

#### 【がん検診受診可能医療機関】

検診項目	医療機関名	実施期間	備考
肺がん検診 胃がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 肝炎検査 乳がん検診 子宮がん検診	●能代厚生医療センター 健診センター ☎52-3111 予約受付時間：午前11時～正午、 午後1時～午後4時  ●JCHO秋田病院 健康管理センター ☎52-3127 予約受付時間：午前11時～午後5時	令和4年4月 ～ 令和5年3月	<b>要予約</b> ※希望者は医療機関へ直接予約をしてください。
子宮がん検診 (個別医療機関)	●関口レディースクリニック ●たかはしレディースクリニック ●成田産婦人科医院	令和4年6月 ～ 令和5年3月	予約不要 ※診療時間内に受診してください。

#### 【人間ドックの予約について】

医療機関名	備考
●能代厚生医療センター 健診センター ☎52-3111：午前11時～正午、午後1時～午後4時	<b>要予約</b> ※希望者は医療機関へ直接予約をしてください。
●秋田県総合保健事業団 ドック健診課 ☎018-831-2013：午後1時～午後5時	

■問合せ先 八峰町福祉保健課 健康推進係 ☎76-4608

●イベント

桜咲く里山を楽しもう  
「バードコールづくり」

バードコールは鳥の鳴き声に似た音を出すネイチャークラフトです。自作のバードコールを使って、桜咲く里山の台ふれあいパークで鳥たちとの会話を楽しみましょう。

日時 4月24日(日)午前10時～

場所 あきた白神体験センター

内容 バードコール製作10時～11時、里山トレッキング(参加自由)40分程度

参加費 バードコール製作1個500円

申込方法 4月20日(水)までにお電話でご予約ください。

問・申 あきた白神体験センター(☎77-4455)

●講座

八峰町認知症あんしん生活実践塾講演会

認知症の症状は、「体調を整えるケア」で症状を完治、もしくは著しい改善が見られたり、または発症を予防できることがあります。

●お知らせ

町営歯科診療所休診日

休診日 4月16日(土)  
町営歯科診療所(☎88-2110)

●お知らせ

中学一年生のみなさん！  
予防接種はお済みですか？

2種混合(混合接種第2期)・日本脳炎第2期の予防接種はお済みですか？

それぞれ、定期接種(無料)の期限が迫っております。13歳の誕生日の前日までは無料です。

第1期分も済ませていないお子さんは、かかりつけ医とご相談の上、接種を受けてください。

対象者 13歳の誕生日を迎えていない中学1年生

持ち物 予防票・接種券、母子健康手帳

※予防票・接種券は令和3年春に配付しております。紛失された場合は、再発行します。母子手帳を持って福祉保健課窓口へお越しください。

問・申 福祉保健課 子育て支援係(☎76-4608)

町単農業農村整備事業の助成について

事業規模が小さく、国や県の補助対象とならない工事で、農業者が自ら行う農地ならびに農業用施設整備等の取組に対し、町が予算の範囲内で支援する事業です。

対象事業主体(助成が受けられる団体・個人)

- ①土地改良区や農業生産法人等で、法人格を有する農業関係団体
- ②3戸以上の農家で組織する団体で、規約等を有し代表者の定めのある共同施行体、集落営農組織、水利組合等
- ③災害復旧事業を行う場合は、農地は1戸の農家、農業用施設は2戸以上の農家

事業内容 維持補修を除く農道、用排水路、頭首工、ため池、用水施設ならびに災害による農地の破損を原形復旧する事業。

補助率等 事業費は40万円以上の事業。補助率は事業費の50%以内。(補助金の上限額100万円)

※災害復旧事業は10万円以上の事業で補助率65%以内

問・申 農林振興課 農業係(☎76-4609)

●スポーツ

アリナスのスポーツ教室

【アクア体操(水中運動)】  
期間 ①5月17日～31日(毎週火曜日、全3回)

【ミニテニス教室】

未経験者大歓迎！  
期間 5月10日～24日(毎週火・金曜日、全5回)  
時間 午後1時30分～午後3時30分  
定員 30名  
費用 1,100円  
申込方法 4月30日(土)まで(先着順)

問・申 アリナス(☎54-9200)

【バランスボールエクササイズ】

期間 ①5月12日～26日(毎週木曜日、全3回)  
②5月13日～27日(毎週金曜日、全3回)  
時間 ①午後1時30分～午後2時30分②午前10時30分～午前11時30分  
定員 各20名  
費用 各1,000円  
申込方法 4月20日(水)までにフロントへ直接申込みください(申込多数の場合は抽選)

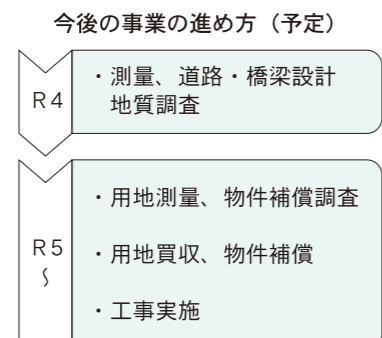
【メタボ予防運動教室】

【ウォーキング、マシントレーニングなど】  
期間 5月9日～6月27日(毎週月曜日、全8回)  
時間 午後1時30分～午後3時30分  
定員 12名  
費用 2,600円  
申込方法 4月30日(土)まで(先着順)

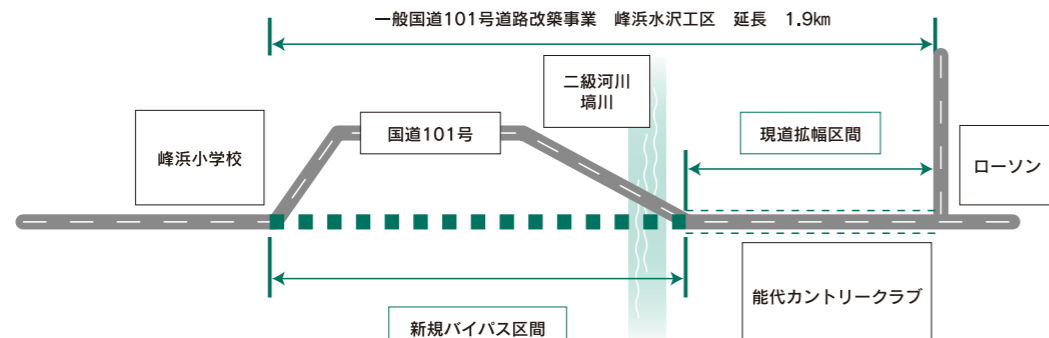
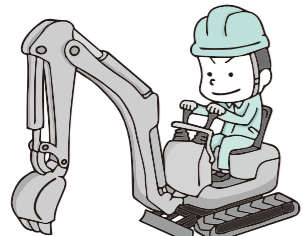
一般国道101号道路改築事業峰浜水沢工区の実施について

秋田県では安全で円滑な交通の確保のため、国道101号で道路改築事業を実施します。

つきましては、測量・調査等による土地への立入りについてご協力をお願いします。



問 山本地域振興局 建設部 企画・建設課(☎5216101)



●相談

あぜ道相談の実施

町内農家を個別巡回し、水稻苗の生育管理について指導を行う「あぜ道相談」を実施します。苗を見てもらいたい方は4月26日(火)までにご連絡ください。

巡回日 4月27日(水)  
巡回時間 午前9時～正午  
巡回者 山本地域振興局農業振興普及課、JA秋田やまもと農業協同組合、JA稲作部会、役場農林振興課

問・申 JA秋田やまもと北部営農センター(☎76-3152)、農林振興課 農業係(☎76-4609)

石油・電気暖房機 補聴器(消費税免除)

(石油機器技術管理士 第1994351498号)  
(管理医療機器販売業届済店 第03-404361号)

SELA グループ  
SELA シロキ

Panasonic エルポート シロキ

八峰町八森字中浜 TEL77-2323・FAX77-2324

安心車検!

沢目自動車

TEL76-2065 FAX76-3280  
沢目駅前

要予約 【忌明け・回忌法要】

ご家族や少人数での法要は

鮭待夢の会席すし折詰め

峰浜地区5,000円・八森地区7,000円から配達します  
オードブル・お刺身も承ります

お寿司の宅配と お持ち帰り

すしたいむ 鮭待夢 SUSHI TIME

能代店  
能代市南陽崎31-20  
TEL.0185-55-3277

# 虫歯 なかつたよ

3月11日、3歳児健診が行われ、虫歯のなかつた子どもは6人でした。これからもしっかりと歯を磨いて虫歯に気をつけましょう。



あらた  
**渡邊 新大くん**  
(浜田)



ゆうり  
**門脇 侑里くん**  
(榑台)



かな  
**薩摩 千遥ちゃん**  
(石川)



ひよ  
**伊勢 日陽ちゃん**  
(石川)



はるま  
**白鳥 晴万くん**  
(仲村)



ゆあ  
**浦嶋 優杏ちゃん**  
(外林)

# 八峰町自治功労者表彰式



3月27日、令和3年度八峰町自治功労者表彰式が役場大会議室で開催され、14名の方々に表彰状と記念品が贈られました。

表彰された方々は、自治会役員として長年貢献されてきた方やご寄附いただいた方などです。式では、森田町長が一人ひとりに表彰状と記念品を贈呈し、長年の功績をたたえました。

## 入札結果をお知らせします!!

町で行った入札において、予定価格が130万円以上のものについて、お知らせします。

### 3月14日入札分

#### ○下水道巡回車

契約金額 1,667,988円(落札率94.89%)

請負業者 株高杉自動車

### 3月22日入札分

#### ○道路維持作業用2tダンプ

契約金額 5,511,310円(落札率90.35%)

請負業者 幸和機械株 峰浜営業所

#### ○八森小学校スクールバス運行業務委託

契約金額 20,240,000円(落札率90.90%)

請負業者 秋北バス株

#### ○峰浜小学校スクールバス運行業務委託

契約金額 19,186,304円(落札率100.00%)

請負業者 第一観光バス株

#### ○八峰中学校スクールバス運行業務委託

契約金額 52,393,000円(落札率90.90%)

請負業者 秋北バス株



- 自治会役員  
石川 恒博  
奈良 義捷  
鈴木 誠道  
後藤 博  
薩摩 久美  
福山 信紀  
中敏
- 寄附  
株式会社秋田アルス  
代表取締役 金谷 信榮  
(金一千万円)  
日沼 慶治  
(金五百万円)  
若狭 敏春  
(金百万円、八峰中・峰浜小へ  
テレビ寄贈)
- ふるさと納税  
島山 祐聖  
(金百万円)
- 学校医  
さとう眼科院長 佐藤 直樹
- スポーツ推進員  
山本 太志
- 社会教育委員  
木藤 雄介

表彰された方々

あなたは愛しいペットが亡くなられたときどうしてですか？  
家族の一員として大切にご供養しませんか？



火葬のご用命は  
飼い主様の心に寄り添う  
PETrestメモリアルパークまで

## PET rest メモリアルパーク 霊園部

動物取扱責任者 中村 厚志  
能代市中沢字瓶根2-5  
TEL0185-58-5000  
ホームページ <http://www.pet-rest.com/>

保管(ホテル)	動-19-10	H30年4月更新	有効期限R5年4月16日
販売	動-19-19	H30年4月更新	有効期限R5年4月16日
貸し出し	動-19-11	H30年4月更新	有効期限R5年4月16日
展示	動-19-12	H30年4月更新	有効期限R5年4月16日
その他譲受飼養許可(老犬ホーム)	動-19-13	H30年4月更新	有効期限R5年4月16日

## なんぎごと 難儀事解決のお手伝いします

★相談は無料です。お気軽に！  
相続の手続き、遺言書の作成、空家解体の相談、農地の変更、  
車ナンバーの変更、役所への各申請、契約書の作成など

今月のご提案 .....  
「起業のための各種申請、お手伝いできます」

工藤金悦行政書士事務所(浜田) 携090-3365-8232  
HP <http://www17.plala.or.jp/kudogyo/>

## 軽油 配達致します!

免税軽油も  
取り扱っております!



ENEOS JXTGエネルギー 武内商店(株)  
八峰町峰浜高野々 TEL 76-2019

こんにちは。雪も解けて風も穏やかに。春らしくなってきましたね。八峰町に住み始めてから約10ヶ月、運動不足を積み重ねてしまった吉田は雪解けとともに運動することを決意しました。今のところ、5キロのジョギング（といってもスローペース）を週3回以上するように頑張っています。ですが、ここを走ればいいのかよくわからずフラフラと彷徨っているだけなので、八峰町おすすりジョギングコースが知りたいなと思っています。楽しんで運動ができるよう、皆さんにぜひ教えていただきたいです。

はカメムシについて全くといっていいほど知らなかったので、カメムシの撃退方法についても載せました。この他にも、楽しめる施設や行事、助成制度や支援など、よりよい八峰町生活を送るのに役立つ情報を記載しました。このパンフレットがこれから八峰町にいらつしやる方々の不安や心配を解消し、まちの良さも伝えることのできる存在になるといいなと期待しています。そして現在は、そこから更に一歩進んで『移住希望者向けパンフレット』の作成を開始しています。この先、八峰町に関心を持ってくださる方や移住を希望する方が増えるという希望を持って、八峰町のリアルな魅力が伝わるものを作っていこうと思っています。



できたてのパンフレットを持ってにっこりする吉田

CSレター



コミュニティ・スクールからこんにちは

私事、4月から三浦コミュニティ・スクールディレクターにバトンタッチしました。3年と11カ月ありがとうございました。

この春に卒業された八峰中学生のみなさん、おめでとうございます。コロナ禍でさまざまな行事に制約等があった残念でした。本来であれば、もう少し地域の人々とふれあう時間がとれたのに一、と思っています。

みなさんは、小・中学校時代にふるさと学習やキャリア教育などを通じて、八峰町のことをたくさん学びましたね。恵まれた自然環境のこと、農林漁業のこと、産業や特産品のこと、歴史のこと、教育や福祉のこと、伝統芸能のこと、お祭りのことなど。みなさんと接した地域の方も、みなさんと関わることで元気をもらって楽しかったようです。

やがて、みなさんが社会人になっても、八峰町で体験したさまざまなことを覚えていて欲しいです。ときどき、町を気にかけて、応援しようかと思ってくれる人がいたら嬉しいです。更に、この町で生きることの価値を見出して、生活してくれる方がいたら最高に嬉しいです！いつでもカムカムエヴリバディです。

昔と違って、インターネット等の環境が整備されてきているので、働く場を都会に求める必要がなくなりつつあります。希望する職場がないと嘆く方に



微力ながらのお手伝い（筆者）

戸籍窓 3月 (敬称略)

結婚おめでとう

豊田真弥 (浜田) 平沢美優 (深浦町) 門脇歩夢 (滝の間) 鎌田海 (能代市)

おくやみ

鈴木幹夫 (70) 岩子 芹田テツノ (95) 岩子 若狭トシ子 (85) 田中 大高キヌエ (84) 目名瀧 後藤茂芳 (77) 横間 大黒金之 (85) 浜田 須藤ナミノ (83) 岩館2 小澤斉 (68) 石川 大高美紀夫 (70) 八森3 田口ケイ子 (90) 岩館1 佐藤勇一 (90) 三ツ森 佐々木幸夫 (78) 八森2

善意をありがとう (敬称略)

八峰町社会福祉協議会へ「香典返しにかえて」

田口 康彦 (目名瀧) 田村 由紀子 (萩ノ台) 田村 要二 (カッテキ台) 佐々木 吉廣 (内荒巻) 日沼 隆一 (茂浦) 田村 真弓 (大久保岱) 菊地 伸哉 (茂浦) 山田 美作樹 (八森2) 亡父 久一 亡母 チルエ 亡妻 エミ 亡妻 ヒロ子 亡兄 俊一 亡母 ナツエ 亡母 ヒデ子

厚くお礼申し上げますとともに、故人のご冥福をお祈りいたします。



人の動き (3月31日現在)

人口	6,603人 (56人減)
男	3,108人 (32人減)
女	3,495人 (24人減)
異動内訳	
出生	0人
死亡	18人
転入	11人
転出	48人
世帯数	3,014世帯 (7世帯減)

(この数字は前月との比較。この数字は住民基本台帳に基づいています。 (外国人を含む))

町職員新規採用者



佐々木麻衣 (福祉保健課保険年金福祉係) 嶋田拓馬 (産業振興課商工観光水産係) 阿部淳平 (税務会計課税務係)

退職者のお知らせ (3月31日付退職)

田村 高夫 日沼 克文 武田 佳代子 佐藤 研成 半田 萌絵

しらかみ整骨院

〒018-2621 秋田県山本郡八峰町八森字茶の沢141-7 TEL・FAX 0185-74-5678

首、肩、腰、膝などの痛み、産後の骨盤矯正、児童の側弯症、他、あなたの気になるその痛み何でもお気軽にご相談下さい。歩けない方、車の無い方、出張承ります。

あなたの毎日を宝物に。 FUJIFILM PHOTOBOOK

FUJIFILM Value from Innovation. 無料アスリをダウンロード! 読み込みが早い! 画像表示もスムーズ!

タッパスワイズで スマホ感覚! 見やすい画像表示!

個人写真 集合写真 76-2960 同朋会・百日記念・七五三・ご新札写真・年祝い記念

藤田写真館 八峰町峰浜高野々字真山1-2 国道101号沿い



**あきた春割 プラン!!** 2022 4/28 まで

例えば、1泊2食付2名様宿泊で一人様  
12,470円が **7,470円** に

※お部屋の種類や人数によって、宿泊料金が異なります。

さらに、最大 **2,000円** の  
地域限定クーポンをプレゼント!

最大 **5,000円** 割引!!

八森いさりび温泉の **ハタハタ館**

ハタハタの里観光事業株式会社

営業時間 / 朝9時～夜9時 電話 0185-77-2770 <http://www.hatahatakan.jp/> E-mail hata2kan@shirakami.jp

お持ち帰りメニュー  
※ご予約は前日までにお願いたします。写真はイメージです。

宮くら弁当 1,000円  
晩酌セット 1,100円

お得意です!  
**入浴回数券 得徳デー**

20回券	8,500円を▶	<b>7,500円</b>
30回券	11,400円を▶	<b>10,400円</b>
50回券	17,500円を▶	<b>16,500円</b>

休館日  
4月26日(火)

風呂の日 4月25日(月)  
八峰の日 5月8日(日)

お一人様 **250円**

詳しくはお電話で  
お問い合わせください。

サンルール大湯 ご宿泊&ご会食プラン

春割クーポン2,000円付与 残り期間 2022/4/28まで

(対象期間) 4/1~28まで **あきた春割**  
キャンペーン実施中!

上層日は各プラン  
1,100円増額  
になります。

1泊1食  
あたり  
5,000円補助されます。

①利用するプランを電話予約する。  
②あきた春割キャンペーン公式サイトにて情報入力(宿泊利用承諾書  
(二次元バーコード)を発行する。  
③チェックイン前に「ワクチン接種証明書(スマホ撮影可能)」「宿泊利  
用承諾書(スマホ撮影可能)」を提示する。

申し込み  
手続

**大湯村 春到来!**

ご宿泊プラン

厳選プラン	(通常価格) 17,000円(税込)	あきた春割キャンペーン5,000円割引	<b>12,000円</b>
美食プラン	(通常価格) 13,500円(税込)	あきた春割キャンペーン5,000円割引	<b>8,500円</b>
春色プラン	(通常価格) 12,500円(税込)	あきた春割キャンペーン5,000円割引	<b>7,500円(税込)</b>

ルールリゾート大湯  
**ホテル サンルール大湯**

予約受付時間 9:00~18:00 TEL0185-45-3332  
〒010-0441 南秋田郡大湯村北1-3 FAX0185-45-3320

●新型コロナウイルス感染症予防対策について、スタッフはマスクを着用し料理提供の場合があります。スタッフの検温は毎日行っております。できるだけ密にならない様間隔を空けて設置をいたします。料理はお一人様ずつ出しております。お越しの際はマスク着用と手指の消毒をお願いいたします。

あなたは大丈夫ですか?

**肝臓**  
いつも元気に!

肝臓が悪くなると…こんな症状がでます!

流行性肝炎 肝硬変症 脂肪肝  
アルコール中毒 二日酔

肝臓が気になる方に **ミラグレン錠**

LINUS PHARMACY  
**ライナス薬局**

月~土/朝8:00~夜7:00 休日/日・祝日  
八峰町八森字古屋敷13-6  
TEL. 70-4160

家族葬 ホール葬

あたたかく見送るお葬式

ご相談お問い合わせは…

**八峰愁傷館**

〒018-2676  
秋田県山本郡八峰町八森字磯村120-2(あきた白神温泉ホテル敷地内)  
TEL.0185-88-8833(代) ホテル 0185-77-2233

自宅に連れていって、後で  
安置施設に移動できるの?

ご自宅にお連れし火葬後など途中からのご利用も可能です。

「帰りがっていた家に連れていったことでも満足できた」とのお声も頂戴しております。

滞在はご自宅、葬儀会場のみ【クオーレ】を利用することもできます。

ホームページ「もしもの時にお聞きます」  
「よくあるご質問」も参考にしてください。

QRコード

クオーレ ではない価値  
**クオーレ (株)JA山本葬祭センター**  
虹のホール  
TEL.0185-54-3004 (年中無休・24時間受付) 能代市字五雲16-3